

令和5年度沖縄県NPO等支援個別相談事業 委託業務契約書（案）

沖縄県知事 玉城 康裕（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、令和5年度沖縄県NPO等支援個別相談事業の委託に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

- 第1条 甲は令和5年度沖縄県NPO等支援個別相談事業委託業務企画提案募集要項に基づき、乙が企画提案した事業を乙に業務委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、委託契約に関し、この契約書に定めるものほか、別紙「仕様書」に従いこれを履行しなければならない。
- 3 前項の業務仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は次のとおりとする。

契約締結日から令和6年3月25日まで。

（委託料）

第3条 委託料は、金_____円とする。（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額_____円を含む）

（実施計画書）

第4条 乙は、第1条に基づき実施する事業について、日程、作業内容及び業務管理体制等について記した実施計画書を、契約締結後速やかに甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

- 2 甲は、乙が提出した実施計画書の内容について、必要と認めた場合は、その変更を乙に指示することができる。

（受託者の注意義務）

第5条 乙は、善良な管理者の注意をもって受託業務を処理するものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務について、その全部を一括して、又は業務の主たる部分を第三者に委任し、あるいは請け負わせてはならない。

- 2 乙は、業務仕様書に規定する範囲内において業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、再委託の内容、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を甲に対して文書で報告し、承認を得なければならない。ただし、甲が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(契約保証金)

【……※沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当する場合】

第 7 条 本契約に係る契約保証金は、免除とする。

【……※沖縄県財務規則第 101 条第 2 項第 1 号又は第 3 号に該当しない場合】

第 7 条 本契約に係る契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上とし、契約の締結までに納付するものとする。

(委託業務の報告等)

第 8 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(委託業務内容の変更)

第 9 条 甲は、必要に応じ委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(違約金)

第 10 条 甲は、乙が履行期間内にその委託義務を完了しないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し、年 2.5% の割合の違約金を徴収する。ただし、天災、地変その他乙の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

2 前項の違約金は、委託料支払いのときに控除し、その額が支払金の額を超えるときは、その超える額を徴収する。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、次の各号に該当すると認められたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(1) 乙が契約期間内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。

(2) 着手期日をすぎても着手しないとき。

(3) 乙が正当な理由によりこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、前項各号の規定に該当しなくてもやむを得ない理由があるときは、契約を解除し、その履行を中止させ、又はその一部を変更することができる。

3 前 2 項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じても、甲はその責任を負わないものとする。

第 11 条の 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害のため必要を生じた経費の負担）

第12条 委託業務に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。

（委託料の概算払い）

第13条 甲は、委託料について、乙の請求により必要があると認められる金額については、委託料の9割を超えない範囲で概算払いをすることができる。

2 乙は、前項の概算払いを請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

（委託業務実績報告書等の提出及び検査）

第14条 乙は、業務が完了したときは、速やかに委託業務実績報告書及びその他の成果物を提出し、その検査、確認を受けなければならない。

2 甲は、前項の報告書等の提出を受けたときは、その報告に係る業務が、本契約の内容に適合するものであるかの検査を行う。

3 乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（著作権）

第15条 乙が、この委託業務により取得した著作権は、全て甲が継承するものとする。

2 乙は、著作権法第17条に基づき享有する著作者人格権を行使しないものとする。

（委託料の額の確定）

第16条 甲は、第14条の規定により乙から報告を受けたときは、遅滞なく当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 乙は、第1項の通知を受けたときに委託料精算払請求書を提出することができ、甲は、委託料精算払請求書を受理した日から30日以内に支払うこととする。

（過払金の返還）

第17条 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の委託料の確定額を超える場合、甲の指示に従って過払金を返還するものとする。

(成果品の帰属)

第18条 委託業務の成果品の帰属については、原則として甲に帰属する。

2 前項に関わらず、成果品並びにその派生効果がより広く県民に還元されると甲が認める場合には、乙に帰属させることができる。

(機密の保持・個人情報等の取扱)

第19条 乙は、甲より委託された委託業務の実施にあたり知り得た情報は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報を機密として管理するものとし、正当な理由なく個人情報を第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

2 乙は、委託業務における個人情報の保護管理責任者を定め、乙及び乙の役員及び職員が個人情報を機密として保持し、第三者に開示、提供及び漏洩することがないよう、万全の管理体制、措置（個人情報保護に関する教育の実施を含む。）を講ずるとともに、甲が指示する管理事項を遵守しなければならない。

3 乙は、前2項の義務を役員及び職員に周知徹底し、役員及び職員が退職後を含めてこれを遵守することを保証する。さらに乙は、委託業務に従事する役員及び職員より機密保持に関する誓約書を提出させ、甲が要請した場合には、これを甲に提出するものとする。

4 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

(罰則)

第20条 乙は、前条の規定に違反した場合、沖縄県個人情報保護条例の規定による罰則を受けるものとする。

(疑義等の処理)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

氏名 沖縄県知事 玉城 康裕

乙 住所 _____

氏名 _____